

琵琶湖博物館公式Instagram利用要領

(目的)

第1条 この要領は、滋賀県立琵琶湖博物館が博物館活動についてInstagramを利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) アカウント Instagramを利用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント 琵琶湖博物館が運用するアカウントをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は広報営業課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) Instagram上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(掲載内容)

第4条 公式Instagramでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 琵琶湖博物館の博物館活動や博物館の広報、情報発信に関する情報
- (2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 琵琶湖博物館広報営業課が別途定める「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を琵琶湖博物館公式ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「琵琶湖博物館ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は副館長が別に定める。

付則

本要領は平成31年4月26日から施行する。